

事業承継支援貸付のご案内

県内中小企業の円滑な事業承継を支援します

1 融資対象者

次のいずれかに該当する方

- (1) 県内で事業を営む中小企業者等で、事業承継においてその事業を承継しようとする方、又は承継した方
- (2) 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた方、又は認定を受けた会社の代表者個人
- (3) 国の全国統一保証制度である「事業承継特別保証制度」を利用する方
- (4) 国の全国統一保証制度である「経営承継借換関連保証」を利用する方

2 融資条件

融資限度額	2. 8億円
融 資 利 率	年1. 10% (固定利率)
融 資 期 間	10年以内 (うち据置2年以内)
資 金 使 途	ア 事業承継又は事業承継時までに必要な設備資金及び運転資金 (融資対象者(3)のうち事業承継後の場合、及び融資対象者(4)を除く) イ 融資対象者(3)及び(4)については、事業承継前における保証人(融資対象者(4)は現代表者に限る)を提供している信用保証協会の保証付融資の既往借入金の返済資金(借換資金)
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要) ただし、融資対象者(3)及び(4)の場合は保証人不要
信 用 保 証	原則として保証を付ける 保証料軽減措置(基準料率から2割軽減)を受けることができます。

3 申 込 先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域経済課 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。